

一般社団法人 日本アレルギー学会

海外研究留学助成金細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「本学会」という。）海外研究留学助成金規程第3条の規定に基づき、若い優れたアレルギー専攻臨床医・研究者の海外研究留学を推進し、日本のアレルギー学及びアレルギー疾患診療の進歩を図ることを目的とし、一般社団法人日本アレルギー学会海外研究留学助成金（以下、「本助成金」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(応募対象研究留学分野)

第2条 アレルギー・臨床免疫学領域とする。

(応募者の資格)

第3条 応募にあたっては次の各号を全て満たすことを条件とする。

- (1) 本学会の正会員（会員歴3年以上）であること。
- (2) 日本国内在住、または既に留学し、応募の時点で渡航した日から1年を超えない者
- (3) 一定の研究業績を有する有能な研究者で、将来の発展を期待しうる者
- (4) 交付年度の4月1日現在45歳未満であること
- (5) 選考委員会により最終候補者として選出された時点において、他の団体、機関等から総額300万円を超える奨学金を重複して受けていないこと
- (6) 奨学金以外の年間収入が300万円以内であること

(助成金額)

第4条 1名あたり100万円とする。

(応募方法)

第5条 応募者は、次の各号の書類を提出する。所定の応募用紙は学会事務局に請求する。

- (1) 申請書（氏名、所属、略歴、他の助成金への申請の有無、留学中の年間収入等）
- (2) 業績目録（原著論文及び学術大会発表）
- (3) 留学先での研究テーマと研究概要（1000字以内）
- (4) 所属長または研究指導者による推薦状
- (5) 留学施設の受入承諾又は申請中であることを証するもの

(選考委員会)

第6条 本助成金の受賞候補者は、学術賞選考委員会が選考する。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者数は原則として4名以内とする。

- 2 選出は各施設1名以内とする。
- 3 受賞者は理事会にて決定される。
- 4 受賞者への通知の他、社員総会において発表する。
- 5 年度内に辞退者が出了場合は、繰り上げ受賞者を認めることができる。

(交付の条件)

第8条 交付決定時に日本国内在住の受賞者は、交付通知を受けてから1年以内に渡航するものとする。

- 2 受賞者は、交付を受けてから1年以上海外のアレルギー学等研究診療機関に滞在して研究するものとする。
- 3 受賞者は、帰国後3か月以内に研究留学成果報告書を提出する。
- 4 受賞者が留学中の研究成果を発表する場合、本助成金の助成による旨を書き添えるものとする。

(取消)

第9条 第3条第4号又は第8条第2項に抵触する場合は、本助成金の受領資格を取消すものとする。

但し、特段の事情があると認められる場合の取扱いは、別に定める。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は別に定める。

(細則の変更)

第11条 この細則の変更は、理事会の承認を要する。

附 則

この細則は、平成26年3月24日から施行する。

平成26年5月8日改正

平成26年8月21日改正

平成27年9月4日改正

平成30年12月14日改正

令和元年6月13日改正

令和元年12月13日改正

令和2年12月8日改正

この細則の「第10条(原資)を削除したことにより「海外研究留学助成金積立資産運用内規」は廃止する。

一般社団法人 日本アレルギー学会
海外研究留学助成金

第9条但し書きの海外研究留学助成金に関する内規

一般社団法人日本アレルギー学会海外研究留学助成金細則第9条但し書きについて、以下のとおり定める。

海外研究留学助成金細則第8条第2項に反して1年未満で帰国した場合には、学術賞選考委員会で審議のうえ、当該会員に対して短縮期間分の返金を求める。その計算方法は助成金から渡航費用等の必要経費を除いた金額を12ヵ月で按分し、短縮された月数の金額とする。

例) (100万円 - 必要経費) ÷ 12 = 按分された金額 × 短縮された月数 = 返金額

附則 この内規の変更は、理事会の承認を要する。

令和元年12月13日 理事会承認